

農業経営収入保険に加入するためには 青色申告が必要です！



平成31年から始まる農業経営収入保険では、自然災害に加え、価格低下による収入減少も補てんされます

◎保険料の掛金率は1%程度です
(掛金率は現時点での試算)

◎併せて積立方式を選択した場合、農家ごとの平均収入の最大で8割以上の収入が確保されます

◎米、野菜、果樹、花など、農産物ならどんな品目でも対象です
(マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外)

【青色申告実績と保険方式の補償限度額】

・農業経営収入保険に加入するために必要な青色申告は簡易な方式でよく、1年でも実績があれば加入できます

(保険方式における基準収入に対する補償限度額の上限は加入申請時の実績年数に応じて変わります *右表を参照)

※基準収入：農業者ごとの過去5か年の平均収入(5中5)とすることを基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定

・保険方式に加えて、基準収入に対して5%または10%の幅で積立方式を選択できます

加入申請時の実績年数	保険方式の補償限度額上限
1年	⇒ 70%
2年	⇒ 75%
3年	⇒ 78%
4年以上	⇒ 80% (保険方式の上限)

個人農業者の場合、加入申請時期は10~11月

【新たに青色申告する方の場合】



	1年後	2年後	3年後
青色申告	3月15日までに	3月15日までに	10~11月
収入保険	税務署に青色申告承認申請書を提出	確定申告書を提出	12月末 保険料等納付
		加入申請	1~12月 保険期間
			3~6月(確定申告後) 保険金等の請求・支払

(例) 平成30年3月15日までに税務署に青色申告承認申請書を提出し、平成31年3月15日までに確定申告書を提出した場合
⇒平成32年から農業経営収入保険に加入できます

*個人農業者の場合

将来の農業経営収入保険への加入も見据えて、青色申告を始めましょう！

加入条件や補償内容など詳しいことは、最寄りの農業共済組合または

青森県農業共済組合連合会にお問合せください

TEL : 017-775-1161

mail : kensyusido@nosai-aomori.or.jp

青森県農林水産部団体経営改善課

注) この資料は、平成30年1月時点で作成しております